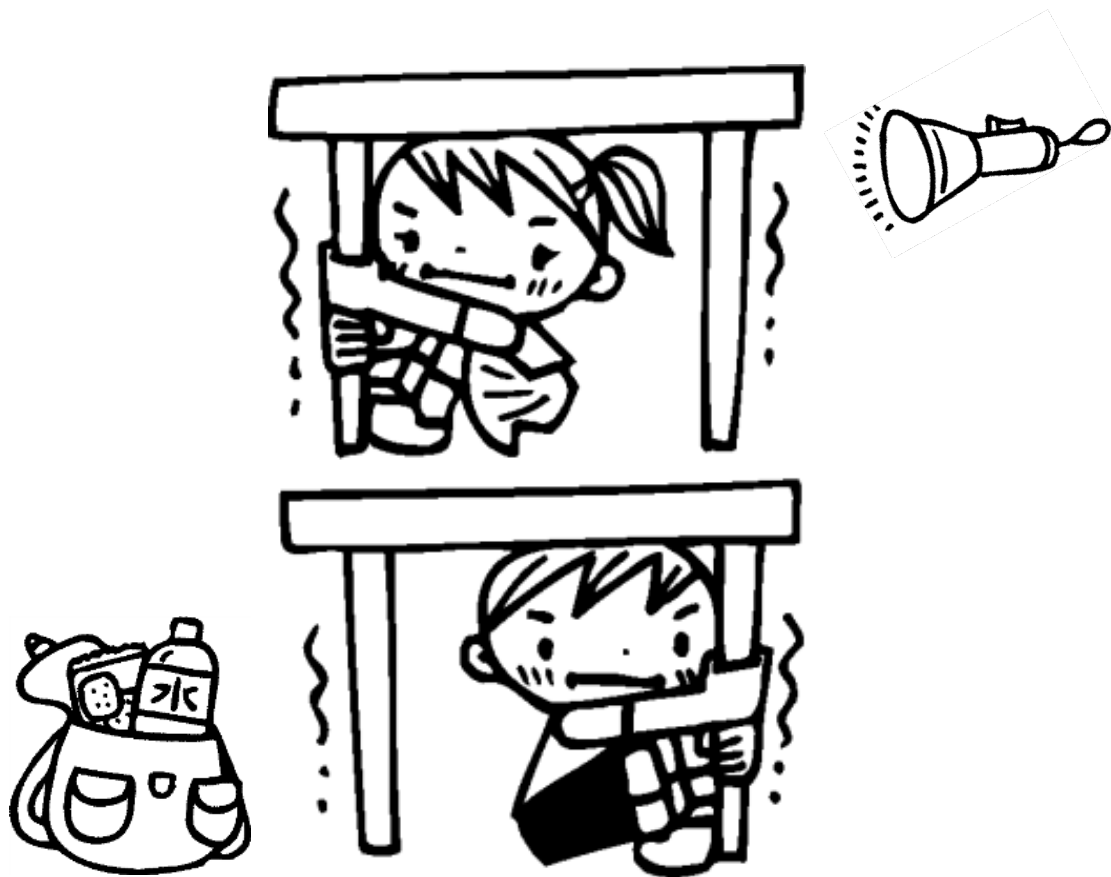


危機管理マニュアル

(地震)



三重大学教育学部附属幼稚園

地震発生への対応

目次

地震災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地震発生からの対応ポイント・・・・・・・・	3
大地震による対応（第三次避難以降）	4
勤務時間外に大地震が発生した場合の対応	5
大地震発生時における対応（在園中）	6
地震発生時の心得10か条	7
附属幼稚園 育友会 防災備蓄品	8

地震災害

A【三重県沿岸に津波警報（大津波警報）が発令された場合】

* 地震の規模（マグニチュード）・津市での揺れの大きさには関わらない。

（1）園児が幼稚園にいる場合

- ・園児は幼稚園待機とし、原則として降園させない。
- ・警報が発令中の場合は、原則として引き渡しはしない。
- ・引き渡しは、大津波・津波警報解除後、もしくは状況を判断して園から連絡をした後に行う。
- ・保育の再開については、園から連絡をする。

（2）園児が在宅中の場合

- ・自宅待機または家族と共に避難所等への自主避難とし、登園しないこと。
- ・警報解除後の園の対応については、きずなネット等、可能な方法で連絡する。それまで園児は自宅待機または自主避難とする。
- ・保育の再開については、園から連絡をする。

B【津市で震度5強以上の揺れがあった場合】

* 加えて三重県沿岸に「津波警報」が発令された場合は、Aの対応になる。

* 「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震警戒」が出された場合はこれに準じる。

（1）園児が幼稚園にいる場合

- ・園児を引き渡す。緊急連絡カードに記載された保護者の方は、安全に十分注意しながら速やかに園児を引き取りに来ることとする。
カードで確認の上、担任等が園児を引き渡す。
- ・保育の再開については、園から連絡をする。

（2）園児が在宅中の場合

- ・自宅待機または家族と共に避難所等への自主避難とし、登園しないこと。
- ・園の対応については、きずなネット等、可能な方法で連絡する。それまで園児は自宅待機または自主避難とする。
- ・保育の再開については、園から連絡をする。

C【津市で震度5弱の揺れがあった場合、または津波注意報が発令された場合】

* 「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意」が出された場合はこれに準じる。

(1) 園児が幼稚園にいる場合

- ・安全を確認後、保育を続けられるか、保育を中止し園児を引き渡すか、状況を判断して知らせる。
- ・いずれにしろ、園からきずなネット等により連絡する。

(2) 園児が在宅中の場合

- ・保育を行うか、状況を判断して、園からきずなネット等により連絡する。

D【津市内で震度4以下の揺れがあった場合】

- ・原則として、安全確認後、通常の保育を継続する。
- ・園児の引き渡しを行う場合は、園からきずなネット等により連絡する。

〈注意事項〉

*原則として津波警報が発令されている段階では、保護者や事前に登録されている方が来園しても園児の引き渡しはしない。警報が解除（注意報に変更）されてから引き渡す。

*いずれの場合も、自宅等から避難し自宅等にもどれない場合には、可能な範囲で園に安否・所在・連絡先等を連絡すること。

*原則として園への電話等での問い合わせはしないこと。

公的な電話が受けられなくなったり、幼稚園からの連絡ができなくなったりするため。

地震発生からの対応ポイント

初期対応

- ・地震で揺れているときには、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」広い安全な場所や保育室の机の下等でダンゴ虫のポーズをして身を守る。(第一次避難)
- ・恐怖と不安で園児がパニックになっている可能性が高く、教職員は園児が落ち着いて行動できるよう具体的な指示をする。
- ・ドアや窓を開け、脱出口を1か所以上確保する。
- ・放送で安全かつ速やかに避難できるように指示する。
- ・火気使用中には、火災発生の防止に努める。揺れが収まったら、ガスの元栓を閉め、電気器具等のコンセントを抜く。
- ・揺れが収まるのを待ち、落ち着いて行動する。

避難するとき

- ・安全かつ速やかに避難できるように指示する。(おはしもの約束)
- ・保育室にいる教職員は、避難袋を持つ。
- ・頭を覆い、上履きのまま第二次避難場所(園庭)に避難する。
- ・煙が発生している場合は、ハンカチなどで鼻・口を覆い、低い姿勢で避難する。
- ・教職員は手分けして、園舎内に園児が残っていないか、避難遅れの園児がいないか確認する。

避難場所での対応

- ・教職員は人数確認をし、負傷者の状況確認を行い、管理職に報告する。
- ・負傷者がいれば、応急処置を行う。
- ・園児や教職員の負傷の程度によっては、速やかに救急車の要請を行う。
- ・管理職は、第二次避難場所(園庭)が火災や津波等で危険と判断した場合には、第三次避難場所を設定し、避難を指示する。(附属中学校球技場を想定。附属校園との連携を考慮に入れる。)
- ・園児や教職員が負傷した場合は、それぞれ保護者や家庭に連絡するなどの措置を行う。

情報収集

- ・テレビやラジオ等で地域全体の被害状況等を把握し、余震等の情報を収集する。
- ・地震の規模や余震の状況によっては、園児の保護者への引き渡しを決定する。
- ・幼稚園の被害状況を踏まえ、管理職の判断により「防災本部」を設置する。

三重大学への報告

- ・管理職は、学校の状況を附属災害対策本部を通して三重大学に報告し、必要があれば支援要請を行う。

※保育の継続と中止の判断について

- ・施設設備の点検を行い、園児の保育活動の安全を確認する。
- ・テレビやラジオ等で的確な状況判断を行う。
- ・被災状況等を三重県防災・津市防災の情報から正確に把握する。

大地震による対応(第三次避難以降)

1 大地震の発生により、大津波発生の可能性が高まった場合

第三次避難

- ・ 附属中: 校球技場に避難する。
- ・ 避難中の園児の安全確認・安全確保を徹底する。

第四次避難

- ・ 安全な場所への避難を検討する。(仮)

2 園児の保護者への引き渡しについて

- ・ 津波警報(大津波警報)が発令中は園児の引き渡しは行わない。
- ・ 津波警報が解除され、大津波の水が引いた後、園児の保護者への引き渡しが可能と判断される場合、引き渡しに入る。
- ・ 四附で協議した上での引き渡しとする。各校園の取り組みに差異がないよう、十分に注意する。
- ・ 緊急連絡カードの記載者以外には引き渡さない。

3 附属学校園において園児を保護する場合

大津波等により、園児のお迎えが不可能となり、一夜以上の時間、附属学校園において保護する場合、以下のような対応をする。

(1) 待機場所

- ・ 園庭または中学校球技場、その他安全な場所にて待機

(2) 備蓄品運び出し

- ・ 四附属備蓄倉庫
- ・ 幼稚園 防災備蓄倉庫

勤務時間外に大地震が発生した場合の対応

勤務時間外に大地震が発生し、大津波が予想される場合、次の対応をとることとする。

(1) 地震の規模等

①震度5強を目安

- ・地震が発生し、報道により津市において震度5強と判明した場合、四附属学校園の被害状況を調査し、対応を検討する必要があるため、各校園および附属学校チームは附属校園に参集する。

②大津波等が想定される場合

- ・大津波警報、津波警報が解除された後に、地震と同様参集する。

(2) 参集するメンバー

①附属学校園被害状況担当（震度5弱以上）

- ・各校園の校園長、副校園長、教頭、附属学校チーム各部主事を担当とし、参集するものとする。

②災害対策応急要員（震度5強以上）

- ・各校園の職員で附属校園から居住地までが近距離の者を1～2名選定しておき、参集するものとする。

(3) その他の対応

①震度6以上の大地震の場合

- ・四附属校園の全教職員が参集する。（参集できない場合は連絡することとする。）

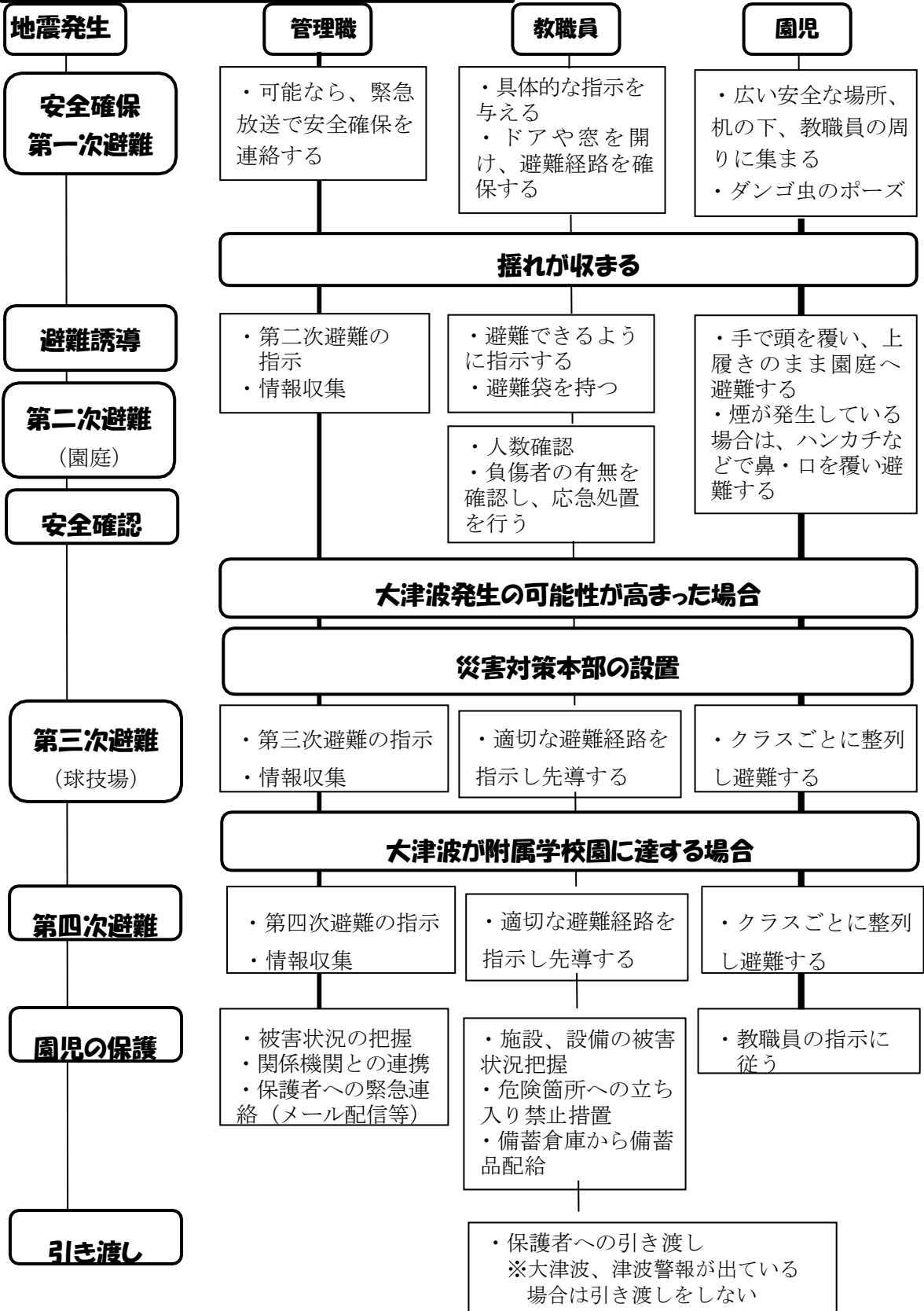
②大津波により、附属学校園に浸水が想定される場合

- ・大津波警報、津波警報が介助された後に参集する。

[留意事項]

- ・参集にあたっては、自分自身及び家族の安全の確保、交通機関の状況、道路の冠水・損壊、橋梁の流失・損壊、堤防の決壊などに注意する。
- ・参集にあたっては、3日分程度の飲料水、食料、懐中電灯、携帯ラジオ、着替え、雨具、季節に応じた防寒着などを携帯する。

大地震発生時における対応（在園中）



地震発生時の心得10か条

- 1 まず我が身の安全確保
- 2 あわてて外に飛び出すな
- 3 すばやく火の始末
- 4 脱出口の確保
- 5 火が出たらまず消火
- 6 避難は徒歩で、持ち物は最小限に
- 7 狭い路やブロック塀、崖や川には近寄るな
- 8 津波、山津波、崖崩れに注意
- 9 デマに惑わされない
- 10 秩序を守り、皆で協力し合う